



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



介護予防・日常生活支援総合事業 について

輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



輝くまち、
みんなの
ちりゅう



説明事項

- ▶介護予防支援の指定の拡大について
- ▶継続利用要介護への対応について
- ▶介護予防ケアマネジメント一部変更について
- ▶生活支援を行っている市民団体の紹介

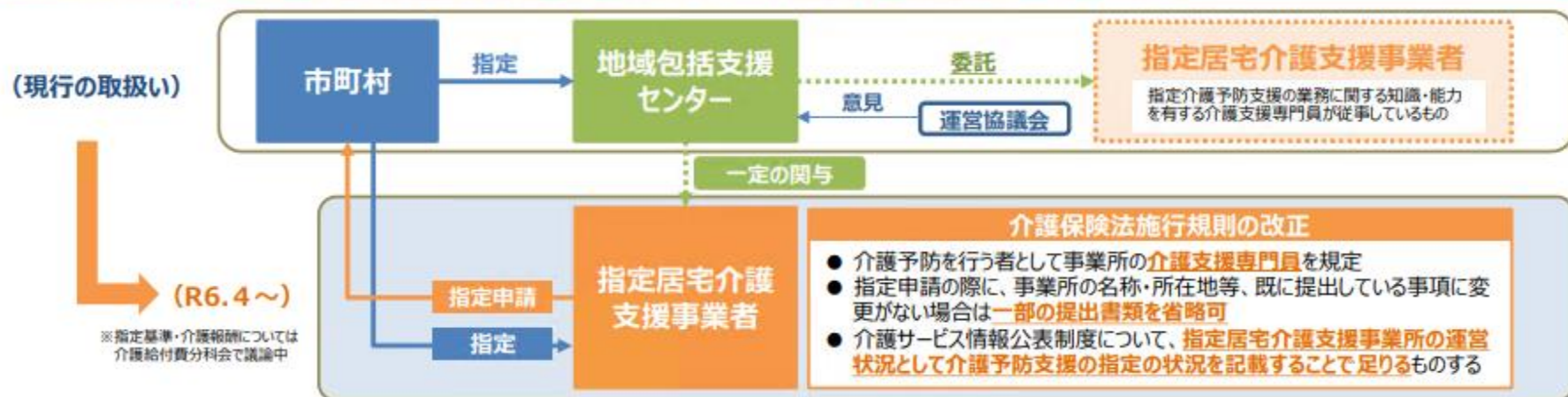
介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジスト	4 包括 センター
○			

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



指定居宅介護支援事業所による 介護予防支援の指定について

- 指定の書式は厚生労働省の指定様式を使用し市に申請を行う。
- 介護保険審議会の意見を反映した上で指定を行う

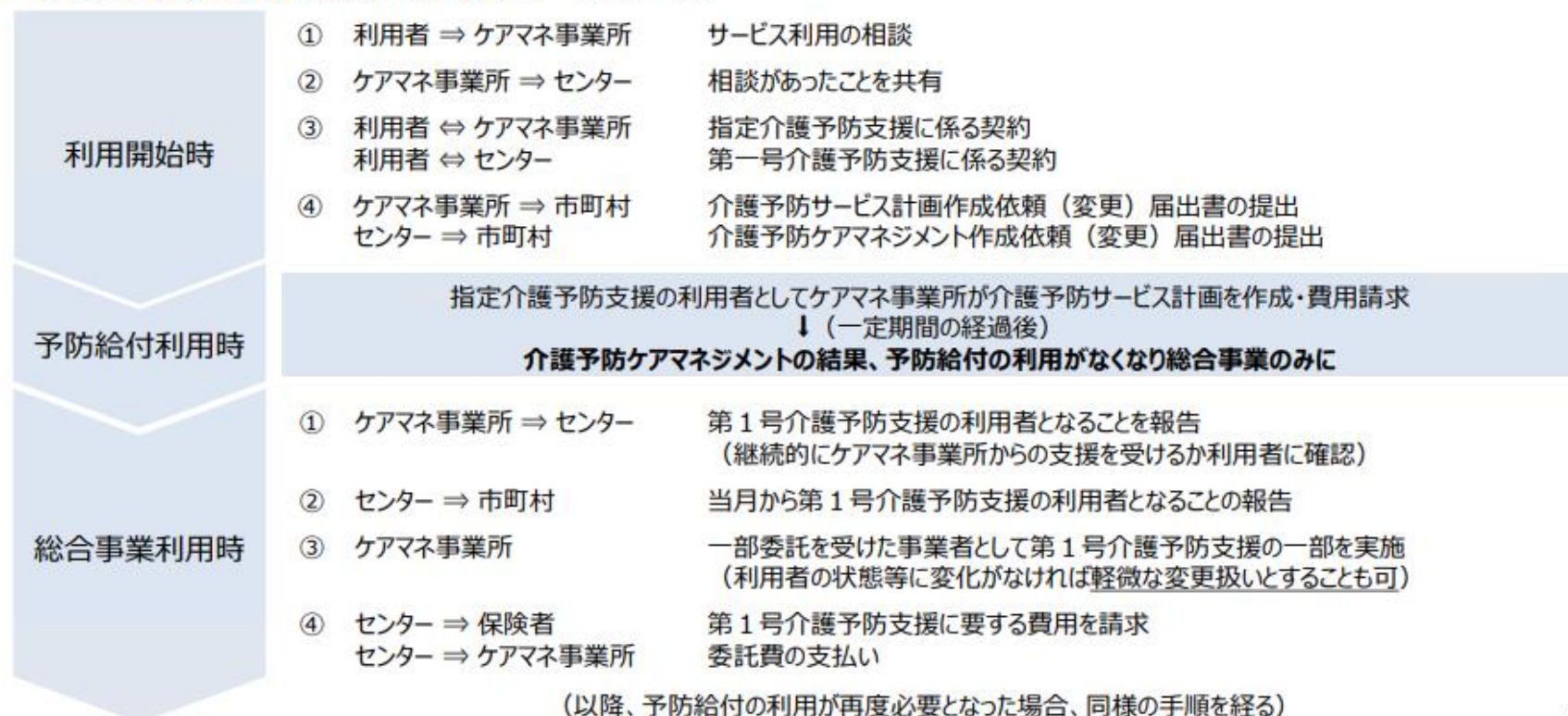
※介護保険審議会は年に1～4回実施しています。実施日については、市へお問い合わせください。

包括的な委託を行った場合に想定される事務手続

包括的委託については、**知立市は実施しません。**

- 指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第1号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要がある。
- 利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。

1. 「包括的な委託」を行った場合の事務フロー（イメージ）



総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○	○	○	

- 本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続できるようにする観点から、継続利用要介護者（介護給付を受ける前から継続的に総合事業を利用する要介護者）にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービス（サービスB・D）を利用できることとしている（令和3年4月施行^(※)）。

（※）継続利用要介護者数：295人、継続利用要介護者に対する総合事業を提供する市町村数：59市町村（令和4年6月1日現在）

（出典）令和4年度老人保健健康増進等事業「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究」（株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所）

- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）等を踏まえ、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、見直しを行う。

「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）

- 高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参画が進めば、高齢者自身に支援が必要となつても、さらには要介護状態や認知症となつても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつながる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サービスから広げていくことについて検討することが必要である。

介護保険法 施行規則の改正

- ・ 継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、継続利用要介護者が利用できるものとしてサービスAを含める。
- ・ 継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、継続利用要介護者に対し総合事業を提供する際の基準に、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応に関する規定を新設。

	訪問型・通所型 従前相当サービス	訪問型・通所型 サービスA	訪問型・通所型 サービスB	訪問型・通所型 サービスC	訪問型 サービスD
内容	従前の予防給付相当	緩和された基準	住民主体	短期集中予防	住民主体の移動支援
対象	×	○（R6.4～）	○（R3.4～）	×	○（R3.4～）

（注）継続利用要介護者のケアマネジメントは、従前と同様、原則として指定居宅介護支援事業者が本人の選択のもとで行う。

継続利用要介護者に対する総合事業に要する費用については、総合事業の上限額の個別協議の対象とする。（通知により規定）

知立市における 継続利用要介護者の対応

令和7年度4月～対象となるサービス

○訪問型サービスA・・・**シルバーいちごサービス**

※通所型サービスA(指定事業所)及び訪問型サービスA(指定事業所)においては、国保連のシステムの調整等を踏まえ実施時期を検討中。

対象者

・介護給付を受ける前から継続的にシルバーいちごサービスを利用する要介護者(要介護1～5)

※留意事項※

継続利用をするためには、本人の継続利用への希望があり、ケアマネジャーによる適正なケアマネジメント及び多職種連携会議にて利用の適切性への意見をもらっていること、事業所の受け入れが可能であることが必要です。

介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針 抜粋
(令和六年三月二十九日制定)
(厚生労働省告示第百六十八号)

3 対象者

省略

なお、継続利用要介護者に対してサービス・活動事業(4(1)①の従前相当サービス及び4(1)④のサービス・活動Cを除く。)を実施する際は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「則」という。)第140条の62の3第2項第3号の2の規定に基づき、継続利用要介護者の心身の状況を踏まえた適切な支援を行う観点から、市町村及び当該事業の実施者は、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び地域ケア会議との密接な連携を図る必要があること、また、サービス・活動事業の提供時に継続利用要介護者に病状の急変が生じた場合等における必要な措置を講じるための実施方法をあらかじめ定めておく必要があることに留意する必要がある。

知立市では、
多職種連携会議に、担当者が事例を提出し多職種から意見を聞き、継続利用の適切性を検討します。

介護保険最新情報Vol.1241

厚生労働省令第61号 第140条の62の3

令和6年3月29日 金曜日

官 報

(号外第79号)

280

2・3
(略)

二
(略)

第百四十条の六十二の五 法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚
は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に掲げる期間とする。
一 介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援
等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において第一号
利用期間を定めた場合 当該計画において定められる第一号訪問
期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくな
る短期間

ハ 法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活

（法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定

第百四十条の六十二の五 法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚

は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に掲げる期間とする。

一 介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援

等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において第一号

利用期間を定めた場合 当該計画において定められる第一号訪問

期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくな

る短期間

ハ 法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活

（法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定

第百四十条の六十二の五 法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚

は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に掲げる期間とする。

一 介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援

等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において第一号

利用期間を定めた場合 当該計画において定められる第一号訪問

期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくな

る短期間

ハ 法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活

（法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定

第百四十条の六十二の五 法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚

は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に掲げる期間とする。

一 介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援

等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において第一号

利用期間を定めた場合 当該計画において定められる第一号訪問

期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくな

る短期間

ハ 法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活

（法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定

第百四十条の六十二の五 法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚

は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に掲げる期間とする。

3
(略)

四・七
(略)

ロ 現に第一号事業の提供を行っているときに当該被保険者に病状の急変が生じた場合その
他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずる旨及びその
実施方法を定めていること。

知立市では、
多職種連携会議後、長寿介護課へ指定の様式で届出をお
願います。

か 用 の 者 問 答 月 果 の 上 事 に 者

高齢者の選択を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進 (介護予防ケアマネジメント通知の改正)

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジスト	4 包括 センター
		○	

- 介護予防ケアマネジメントについて、多様なサービス・活動の充実が進む場合、必ずしも指定介護予防支援と同様あるいはそのプロセスを基礎として取扱うことよりも、より一層、インテークとフォローアップを効果的に行うことが必要となる。
- このため、多様なサービス・活動利用時の介護予防ケアマネジメントについて、個別のサービス利用計画の作成業務から、これまで地域包括支援センターが担ってきた機能である地域づくりに密接に関わる業務への移行を図り、高齢者が、その選択に基づき、医療・介護の専門職とのかかわりのもとで継続的に地域とつながりながら多様な活動に参加することを支援する。

個別のサービス利用計画の作成業務
(これまで1件当たりで評価を行ってきた部分)

インテークとフォローアップの充実による高齢者の選択と継続的な参加の支援
(独自の加算として評価することや体制確保に要する費用を包括的に委託費で支払うことが可能)



※厚生労働省 介護保険最新情報Vol.1299より抜粋

知立市における 介護予防ケアマネジメント計画の作成について

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について

老認発0805第3号
令和6年8月5日

抜粋

(1) 共通事項

(ア) 計画

介護予防ケアマネジメント計画の作成が想定されるのは、以下の場合である。

(ア) 市町村が、**指定事業者が行う従前相当サービス又はサービス・活動Aに係る第1号事業支給費の額の決定に際し、介護予防ケアマネジメントの結果を関連付けている場合**であって、居宅要支援被保険者等が指定事業者が行う従前相当サービス又はサービス・活動Aを利用する場合

(イ) **介護予防ケアマネジメントの結果、利用者の選択及び目標に応じて、訪問型サービス又は通所型サービスについて、施行規則第140条の62の5第1項第1号又は同条第2項第1号の規定に基づき利用期間を定めることが必要と認められる場合(ア)に掲げる場合を除く。)**

なお、訪問型サービス又は通所型サービスの利用期間を予め当該事業の実施要綱等で定めている場合は、必ずしも介護予防ケアマネジメント計画を作成する必要はない。

**サービス利用について、期間の定めが必要な場合は、介護予防
ケアマネジメント計画の作成をする。＝従来の運用のとおり**

生活支援を行っている 市民団体の紹介

さわやかアシスト (サービスB)

＜対象者＞65歳以上の牛田町内の方
＜内容＞
・植木の剪定、粗大ごみや段ボールの搬送、草刈り、草取り、屋内屋外の清掃、電球交換等要相談
＜費用＞
500円(1回60分以内)
不燃物処理場へごみ運搬500円
クリーンセンターへごみ運搬1000円
＜実施主体＞
さわやかアシスト(住民ボランティア)
＜問い合わせ先＞
ヴィラトピア知立:83-2022
(生活支援コーディネーター杉浦さんへ)

おたがいさま班 (ボランティア)

＜対象＞
一人暮らしの高齢者
＜内容＞
少しの力でもできる支援
(お買い物、ごみ捨て、お掃除等)
要相談
＜費用＞
無料※内容によっては実費徴収部分有
＜実施主体＞
南医療生協協同組合
＜相談先＞
お住まいの地域の生活支援コーディネーターへ

ご清聴ありがとうございました。

